

【 検査 】

777 高血圧症に対する超音波検査（心臓超音波検査以外）（断層撮影法とMモード法）の算定について

《令和8年1月30日》

○ 取扱い

高血圧症に対するD215 超音波検査（心臓超音波検査以外）（断層撮影法とMモード法）の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

厚生労働省通知※において、「3」の心臓超音波検査以外で、断層撮影法とMモード法を併用した場合の点数算定は、「2」の「口」の「(1)」（「断層撮影法」の「その他の場合」の「胸腹部」の点数）により算定する旨示されているが、高血圧症に対して、これら断層撮影法とMモード法を実施する必要性は乏しい。

以上のことから、高血圧症に対するD215 超音波検査（心臓超音波検査以外）（断層撮影法とMモード法）の算定は、原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について